

資料提供
令和3年7月23日
担当：広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年7月22日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者が10例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内11793～11802例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は5.8です。

- 【発生数】 3市1町で、10歳未満～60代 計10名
- 【症状等の度合】 軽症8、症状なし2
- 【入院等の状況】 入院中1、宿泊療養中4、調整中5
- 【他事例との関連】 濃厚接触者5、接触あり2、調査中3
- 【県外往来等※】 あり2

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市			2								2
海田町					1						1
三原市	1		1	1		1					4
尾道市		1			1		1				3
合計	1	1	3	1	2	1	1				10

【県民、事業者の皆様へ】

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛してください。また、都道府県が不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来は、必要性を十分に検討し、慎重に判断してください（事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。
これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合は、感染リスクを考慮した行動を行ってください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。同居する家族以外で会食を行う場合は、物理的な対策などがとられている飲食店を利用してください。居宅や屋外のキャンプ場など飲食店以外で会食を行う場合は、飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。